

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業行動倫理が強く求められる中、当社は経営環境・社会環境の変化に適切に対処し、且つ企業価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要課題であると位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
福田金属箔粉工業株式会社	1,804,000	13.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	679,000	5.21
双日株式会社	660,000	5.07
太陽鉱工株式会社	594,000	4.56
JXホールディングス株式会社	397,000	3.05
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	373,000	2.86
親和物産株式会社	286,000	2.20
矢地節子	225,000	1.73
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	193,125	1.48
竹上雄輔	150,000	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	非鉄金属
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特に該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
加藤英夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤英夫		当社の主要株主である福田金属箔粉工業株式会社の業務執行者。 平成20年6月当社取締役に就任。	加藤英夫氏は福田金属箔粉工業株式会社の専務取締役であり、非鉄製品業界での長年にわたる経験と幅広い見識を有しておられるだけでなく、会社経営に携わっておられることから、当社の社外取締役として選任しております。福田金属箔粉工業株式会社と当社グループとの取引は僅少であり、社外取締役の独立性については問題ないと考えます。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は取締役会に出席し、またそれに加えて常勤監査役は、経営委員会に出席し意思決定の過程を監視するとともに、決裁書類、社内情報システムによる操業・経理情報の閲覧により業務執行状況を把握し、妥当性監査にも踏み込んで部門毎の監査を行い、内部監査機能も補っております。

また監査役は、会計監査人によるたな卸立会、子会社往査に同行する他、実効性のある監査を行うため随時会計監査人と意見交換を行い、緊密な関係を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡田 民雄	他の会社の出身者													
富田 清隆	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 民雄	○	日本坩堝株式会社の業務執行者。平成15年6月当社監査役に就任。平成19年6月、平成23年6月、平成27年6月再任。平成22年3月独立役員に指定。	岡田民雄氏は日本坩堝株式会社の取締役会長であり、経営全般に関する幅広い経験と見識を有しておられ、当社の社外監査役として選任しております。また、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておりませんので、独立役員として指定しております。
富田 清隆		当社の大株主であり、また主要な取引先でもある双日株式会社の業務執行者。平成21年6月当社監査役に就任。平成24年6月再任。	富田清隆氏は双日株式会社の非鉄・貴金属部門の担当部長であり、プロジェクト全般や事業会社経営に精通しておられることから、当社の社外監査役として選任しております。双日株式会社及び同社グループ会社との取引については、一般取引条件と同様に決定しており、社外監査役の独立性については問題ないと考えます。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社が属する業界は成熟型であり、業績の大きな変動はないため、インセンティブを付与する要因がないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員の個別報酬につきましては、1億円以上を支給している役員がおりませんので開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬総額の範囲内で、取締役の報酬は役位別に定められた基本額と所定の業績評価を加算し取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会にて決定した基準に従い監査役会における協議により決定しております。
尚、平成18年6月29日開催の第111期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額92百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)また、監査役の報酬限度額は年額14百万円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外監査役をサポートする専従スタッフの配置をしておりませんが、必要に応じて企画管理部が適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は社外取締役および社外監査役を選任し、会社の機関として、株主総会、取締役会並びに監査役会を設置しております。またその他に取締役、部長級幹部社員及び常勤監査役(オブザーバー)を構成員とする経営委員会を設置し、会社経営の全般的執行方針並びに重要な経営施策事項について審議を行い、基本方針を決定しております。
法令或いは当社取締役会規則で定められた事項については経営委員会での審議を経た後、社外取締役および社外監査役の出席も得て、取締役会において再度審議を行い業務執行の意思決定を行うこととしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の社外取締役、社外監査役および経営委員会、取締役会の連携により経営の監視体制は充分機能していると判断しており現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	「総会開催日3週間前」を目途に招集通知の早期発送に努めております。
その他	株主総会では営業の概況、対処すべき課題等を中心に、できるだけ詳細に報告すべく努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、招集通知、決議通知等掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	専門部署は置かず、適宜企画管理部、経理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001環境方針を設定し、ISO推進委員会主導で環境保全には万全の体制で臨んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「業務の適正を確保するために必要な体制」の基本方針を次の通り定め、内部統制システムを構築しており、また構築したシステムが有効に機能すべく継続して組織、規程、マニュアルの見直しを行なっております。

内部統制システムの基本方針

1 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役全員を以って構成し、法令・定款に定める職務のほか、当社取締役会規則に基づき、会社の業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行う。

監査役は取締役会に出席して取締役に対する意見聴取を行うほか、経営委員会等重要会議に出席して取締役の職務執行状況を監査する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の「文書管理規程」第3章(文書の保管、保存及び廃棄)第8条(保存及び保存期間)別表一に基づき、適切に保存および管理を行う。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、「リスクマネジメント基本規程」に則り、当社が対象とする諸々のリスクに対して所定の関連規程、マニュアル等に基づく実践を通じて事業の継続、安定的発展を確保していく。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では現在、取締役及び部長クラスにオブザーバーとして常勤監査役を加えたメンバーを構成員とした経営委員会を設置し、会社経営の全般的執行方針及び重要な経営施策事項について審議、基本方針の決定を行い、それを踏まえて法令並びに当社取締役会規則で定められた事項については取締役会で更に審議し、決議を行うこととしている。

取締役会並びに経営委員会とも人数的にも十分な議論を尽くしての意思決定が可能であり、内部統制機能も十分に働いていると判断する。

従い、当社では執行役員制は導入せず、取締役が連帯して経営責任と業務執行責任の両面を担う、現行の体制で臨んでいくこととする。

5 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、既に品質管理システムの国際規格であるISO9001及び環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しており、関係法規の遵守並びに業務の効率性の追求は、それらの認証の維持活動を通じて行っている。なお、活動の成果についての検証は、定期的に行われる外部認証機関による審査および内部監査によってなされている。

また、コンプライアンスの徹底の一環として、グループ全体の役職員を対象とした「インサイダー取引防止規程」を制定し、役職員の関連法規遵守についての責務を定めている。

当社の規模に相応した体制として、ISO関連の諸規定を遵守し、稟議規程並びに個別権限基準に基づくシステムの適正な管理と運用を企画管理部が行い、監査役が監視するという現行の体制で臨んでいくこととする。

6 企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における開示情報の適正性の確保については、当社はグループ経営理念として「法令・規則を遵守し、適時・適切な企業情報の開示を心がけ、公平正大で透明性の高い経営を推進することで、お取引先様や株主様の信用を得られるようにたゆむことなく努力する」ことを掲げている。この理念の下に、開示する情報については今後とも経営委員会あるいは取締役会で審議、承認、報告の手続きを経ることとし、取締役は信頼性のある財務報告の提供が企業としての責務であるという認識を絶えず持ち続ける。

また、当社子会社のガバナンスについては、当社から取締役並びに監査役を派遣し、子会社の取締役会に出席するとともに、経営上のリスク発生の可能性が見られると判断された場合には、当社から派遣された取締役や監査役を通じて、子会社全体、あるいは特定部門に対して重点的な内部監査を行う仕組みが確保されており、子会社の経営を十分管理、監督できている。

更に、毎月1回当社経営委員会メンバーに対する事業報告会を開催しており、経営状況を把握する体制も確保できている。

従い、今後とも現在の体制を維持していくこととする。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

将来監査役が補助使用人を求めた場合は、その必要度に応じて最適な組織を取締役と監査役会が協議の上決定する。

使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、当該使用人は取締役の指揮命令を受けないものとする。

8 取締役・使用人が監査役(又は監査役会)に報告をするための体制、その他の監査役(又は監査役会)への報告に関する体制

監査役(常勤監査役)は、取締役会のみならず、会社の重要な経営政策事項を審議する経営委員会にオブザーバーとして出席する他、社内の主要会議にも出席している。また、社内稟議書は全て監査役の閲覧を経る体制となっており、監査役に必要な報告がなされている現行体制を維持する。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会、経営委員会その他重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けている。更に、受注、生産、在庫、原価計算等に関する情報を網羅したコンピュータデータベースにアクセスできる体制となっており、また社内イントラネットにより、生産上並びに営業上の日々の主要な情報を入手でき、顧客からのクレーム情報も文書にて常勤監査役に回付されることになっている。

上記のとおり、監査を実施するにあたっての基本情報が十分提供される体制となっているので、現行のシステムを維持する。

また、取締役と監査役とのコミュニケーションについては、両者の緊張関係を維持しながら、定例の社内主要会議での意見交換のみならず、都度必要に応じて意見交換の場を設営することとする。

10 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応する。

当社は、この基本的な考え方について役員及び全社員へ周知徹底を図り、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署を企画管理部とし、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度

で対応する。

当社は、この基本的な考え方について役員及び全社員へ周知徹底を図り、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署を企画管理部とし、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応することとする。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

平成22年6月29日開催の当社第115期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を継続しておりましたが、承認された買収防衛策の有効期間は平成25年6月開催の第118期定時株主総会終結の時までとしていたため、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方を検討してまいりました。

その結果、導入時の基本的な考え方及びその目的に変更がないことから、買収防衛策を一部修正した上で継続することを平成25年5月15日開催の取締役会において決議し、次いで当社定款に基づき平成25年6月27日開催の定時株主総会に付議した結果、取締役会の決議のとおり継続することが承認されました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

- 1.当社の会社情報の適時開示に係る業務は、企画管理部と経理部を中心に行っておりますが、両部の部員はインサイダー取引規制に抵触することなきよう、細心の注意を払って従事しております。
 - 2.当社の情報取扱責任者には、取締役企画管理部長を任命し、会社情報の開示を行う際は、同職の管理の下、開示内容の正確を期すとともに、情報管理を徹底させ、また、取締役会の決議が必要な事項については取締役会終了後、直ちに開示することとしております。
 - 3.また、グループ全体でコンプライアンスを徹底させるため、子会社役員等をも対象としたグループ全体の「インサイダー取引防止規程」を制定し、その中で子会社の情報管理者の責務も謳い、「グループ企業の役員等は、グループ企業及びその取引先に係る未公表の重要事実を了知した場合は、直ちに当該役員が所属する自社の情報管理者にその重要事実を報告し、情報管理者は親会社の情報取扱責任者に報告しなければならない」旨定めております。
- また、インサイダー取引の概要を役員等に啓蒙すべく、具体的規制対象事項を規程に謳っております。

